

仕 様 書

1 業務名

丘珠縄文遺跡ボランティア運営支援等業務

2 業務期間

自：令和 5 年（2023 年）4 月 20 日

至：令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

3 業務実施場所

本業務は主に下記の場所で実施する。

丘珠縄文遺跡体験学習館（以下「体験学習館」という。）

札幌市東区丘珠町 5 7 4 番地 2 他

札幌市農業体験交流施設（以下「さとらんど」という。）内

4 業務体制

受託者は、埋蔵文化財保護の重要性を十分に理解し、「(仮称)丘珠縄文遺跡公園」整備基本計画の詳細を把握している者を本業務の管理者とすること。

なお、受託者は、本業務の管理者及び本業務に携わるスタッフ（以下「スタッフ」という。）の日常的な健康状態の把握に努め、国、北海道、及び本市が示す新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症」という。）の感染予防の取組を徹底した勤務環境を整備するとともに、管理者及びスタッフの感染症罹患等の影響で本業務の遂行に支障を来すことのないように、予め代替スタッフを定める等のバックアップ体制を確保すること。

5 業務内容

本業務は、丘珠縄文遺跡のボランティア運営及びイベント運営に係る以下の業務を実施するものである。

(1) ボランティア運営支援

丘珠縄文遺跡の管理運営に係るおかだま縄文ボランティア（以下「ボランティア」という。）の事務局として、以下の業務を行うものとする。

ア 連絡調整事務

(ア) ボランティアの事務局機能を担い、ボランティア（30 人程度予定）との連絡調整事務を行うとともに、ボランティア活動の円滑化のために、活動スケジュールの調整を行うこと。

(イ) ボランティア向けの情報発信及び連絡調整の即時性を高め効率化・円滑化を図るために、ボランティアが利用する SNS 等を活用した連絡調整に努めること。なお、連絡調整に必要な通信費等は全て受託者が負担すること。

(ウ) 本市係員と協議の上、必要に応じて丘珠縄文遺跡の活動情報等をまとめた

「ボランティア通信」を作成し、ボランティアの利用する SNS 等を活用して発信すること。

- (エ) ボランティア用の名札（吊り下げタイプ；長さ調節可能ストラップ、衣服固定クリップ付き）を用意し、体験学習館に常備すること。

イ 保険手続き

- (ア) 登録したボランティア（30人程度予定）について、通年の活動を対象とするボランティア活動保険（基本コースBプラン）への加入手続きを行うこと。
なお、加入費用は本業務内で受託者が負担するものとし、加入手続きは、本市係員と協議の上、業務着手後速やかに実施すること。
- (イ) 保険の適用を考え得る事案が発生した場合には、保険会社等との連絡調整及び手続き事務を行うこと。

ウ 養成講座運営

- (ア) 令和5年10月までに体験学習館等で4回程度開催を予定しているボランティア養成講座（対面参加型）について、本市係員との協議に基づき、その全体構成及び講座内容を整理すること。なお、開催日時は、本市係員と協議の上決定するものとし、予定日時の直前での変更等にも柔軟に対応できるよう準備すること。
- (イ) 講座資料の準備、会場設営、機器設置（本市提供）、受付、進行補助、及び感染症予防対策（対策用の器具・消毒液等は本市提供）等を行うこと。
- (ウ) 感染症の拡大防止のため、やむを得ず、上記(ア)の対面参加型の講座開催を中止する場合には、本市係員と協議の上、その代替として、オンデマンド・一方向型のオンライン講座を2講座作成・配信すること。なお、オンライン講座の作成・配信に必要な機器及び通信費等は全て受託者が負担すること。

エ 発掘ボランティア支援

- (ア) 丘珠縄文遺跡の発掘調査時に、現地でボランティアの労務管理を行うとともに、事前に参加人数の調整を行うこと。なお、発掘調査は令和5年の8～9月の期間に2週間程度の実施を予定しており、参加人数は数人/日程度とする。
- (イ) 感染症の拡大防止のため、やむを得ず発掘調査へのボランティアの参加を見合わせる場合には、本市係員と協議の上、ボランティア向けの調査区見学会のリアル開催又はオンライン開催（オンデマンド・一方向型）を検討し、発掘調査情報のボランティアへの発信に努めること。

(2) イベント運営支援

本市が主催する丘珠縄文遺跡に係る行事の運営を支援するものとする。

ア 体験学習支援

- (ア) 本市が主催する体験学習（縄文土器づくり、縄文玉づくり）の準備（土器づくり用粘土の調整、玉づくり用石材等の調整、土器野焼き用炉床の掘削等）を支援すること。なお、準備作業は、2日間程度の実施を予定する。
- (イ) 本市が主催する体験学習（縄文土器づくり、縄文玉づくり）の運営（会場

設営、受付案内、進行、感染症予防対策等）を支援すること。なお、体験学習は、本市の小学校夏休み期間中に、5日間（土器づくり・玉づくり4日間、土器野焼き1日間）の開催を予定する。

- (ウ) 感染症の拡大防止のため、やむを得ず体験学習を中止する場合には、感染症予防と両立し得る体験学習の手法について、本市係員と協議の上、事業化に向けた検討を行うこと。

イ 遺跡公開イベント支援

- (ア) 本市が主催する遺跡公開イベントの準備（導線検討、誘導表示作成等）をボランティアと協働で支援すること。
- (イ) 本市が主催する遺跡公開イベントの運営（受付案内、参加者数記録、進行等）をボランティアと協働で支援すること。なお、イベントは、丘珠縄文遺跡及び体験学習館で令和5年9月の休日に2日間程度、令和2年度（遺跡公開デー）と同規模程度での開催を予定する。
- (ウ) 感染症の拡大防止のため、やむを得ず遺跡公開イベントを中止する場合には、本市係員と協議の上、本市ホームページ上での遺跡情報の公開方法を検討し、公開素材を作成すること。

6 成果品

下記の成果品を、印刷物及び記録媒体に保存した電子データで提出すること。

- (1) ボランティア運営支援業務報告書（写真・映像記録、出欠記録を含む）
- (2) イベント運営支援業務報告書（写真・映像記録、参加者数記録を含む）

7 納品・検査場所

札幌市中央区南22条西13丁目
札幌市埋蔵文化財センター

8 個人情報の取扱い

- (1) 本市は、本業務を遂行するために必要な最小限の個人情報として、ボランティア（30人程度予定）の連絡先等を記載した書面を紙媒体で受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、上記の連絡先等を記載した書面の受け取りに際して、その証として、預り証を提出すること。
- (3) 受託者は、本市から貸与された書面をもとに、ボランティアとの連絡調整を行うこと。
- (4) 受託者は、ボランティアとの連絡調整に伴い作成した個人情報を含む電子データについて、本業務完了時まで専用ソフトウェア等を用いて判読不能措置を適切に講じること。なお、措置を講じる場合には、その方法等について事前に本市に申請するとともに、実施後速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務完了時に、貸与された書面を本市に返却すること。

- (6) 受託者は、個人情報の取扱いについて、「個人情報取扱安全管理基準」及び契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、月毎に「個人情報取扱状況報告書」を作成し、速やかに本市係員に提出すること。
- (8) 受託者は、本業務に伴う個人情報の取扱いについて、業務期間中に1回以上、本市係員による実地検査を受けるものとし、本市係員の指示に従い、適切に受検対応を行うこと。

9 感染症対策

- (1) 国、北海道、及び本市が発出する感染症の情報を常に把握し、感染症の拡大又は収束状況に応じて、本市係員と協議の上、国、北海道、及び本市が示す最新の予防対策や博物館・展示会等の業界団体が策定する最新のガイドラインに基づき、適切な措置を講じること。なお、ガイドライン等が廃止された場合は、その限りではない。
- (2) 感染症の拡大又は収束状況や推奨される最新の予防対策等に応じて、ボランティア活動の内容及び養成講座・発掘調査・体験学習・イベントの実施方法等を変更する必要がある場合は、本市係員と協議の上、柔軟に対応し、委託者が求める事項を最大限実現できるよう努めること。
- (3) ボランティア活動及びイベント運営に伴う感染予防対策に必要な物品及び消耗品等は、原則として本市が提供するが、管理者及びスタッフの感染予防対策に係る物品及び消耗品等は、受託者の負担で準備すること。

10 業務仕様

- (1) 本市係員の指示に従い、密接に連携を図って業務を遂行すること。
- (2) ボランティアとの連絡調整に際しては、懇切丁寧な対応を心がけること。
- (3) 体験学習館を含め、丘珠縄文遺跡は、別途「丘珠縄文遺跡管理運営業務」を委託し管理運営を行っていることから、業務の遂行にあたっては、可能な限り、管理運営業務受託者と協力すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を外部に漏洩しないこと。
- (5) 本業務に伴う作成物及び成果品に係る著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (6) ボランティア及びイベント参加者への対応にあたっては、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（平成28年4月1日施行）に基づき、障がいのある利用者への合理的配慮の提供等に努めること。
- (7) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、材料等は極力環境に配慮したものを使用し、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を可能な限り満たすこと。
- (8) 本業務で使用する音響・映像関係の機器（マイク、スピーカー、プロジェクタ

一、スクリーン、パソコン等)、並びに体験学習の材料(粘土、石材、燃料等)は、原則として全て本市が用意する。ただし、5-(1)-ア-(イ)及び5-(1)-ウ-(ウ)で必要となる機器は除く。

- (9) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要な準備、資料の作成、事前の打合せ等は、受託者の負担で実施すること。

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督 (変更なし・変更あり) (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (変更なし・変更あり) (3) セキュリティ強化のための管理策 (変更なし・変更あり) (4) 事件・事故における報告連絡体制 (変更なし・変更あり) ○ (発生した場合) 事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制 (変更なし・変更あり) ○ (実績ある場合) 概要： (6) 関係法令の遵守 (変更なし・変更あり) (7) 定期監査の実施 (変更なし・変更あり) (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更 (なし・あり)	
2 その他特記事項等	